



ひと、暮らし、みらいのために
宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-rooudoukyoku/>

無災害記録証の伝達式を開催しました

令和7年10月27日、宮城労働局（局長 松瀬 貴裕）は、無災害記録（＊）を達成した事業場に対し、厚生労働省労働基準局長名による無災害記録証を伝達しました。

無災害記録証は、一定期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対して授与されるものであり「無災害記録証授与内規」に基づき、事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により授与されます。

無災害記録達成事業場

- ・A stemo亘理株式会社 亘理工場（亘理郡）第1種 390万時間達成



（左から）宮城労働局労働基準部長、A stemo 亘理株式会社亘理工場（2名）、宮城労働局健康安全課長

無災害記録を達成された事業場様には、心よりお祝い申し上げます。

無災害記録証の申請方法について

「無災害記録証授与申請書」、「無災害記録樹立事業場調査票」を作成し、所轄の労働基準監督署を経由して都道府県労働局長宛てに申請します。

無災害記録証についてはこちら（厚生労働省 職場のあんぜんサイト）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo65_1.html



「無災害記録樹立事業場調査表」はこちら（宮城労働局 無災害記録証）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-rooudoukyoku/musaigaikirokusyounituite.html>

【お問合せ先】宮城労働局労働基準部健康安全課

（☎022-299-8839）



* 無災害記録とは

無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階とされ、第1種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じ、無災害記録証授与内規（別添1）の別表第1から別表第5までで定められています。

第1種無災害記録時間数を基準とし、第2種無災害記録の時間数は、第1種無災害記録の時間数の5割増、第3種無災害記録の時間数は、第2種無災害記録時間数の5割増、第4種無災害記録の時間数は、第3種無災害記録時間数の5割増、第5種無災害記録の時間数は、第4種無災害記録時間数の5割増とされ、これにより計算した無災害記録時間数が100万時間未満のものについては、端数を5万時間単位に、100万時間を超えるものについては、端数を10万時間単位に、それぞれ切り上げます。無災害記録時間の算出は、事業場に属するすべての労働者の実労働時間の総和です。その他、建設店社に対する第1種無災害記録の時間数の適用については、別の基準が定められています。

無災害の労働時間数の算定の考え方は、以下のとおりです。

- (1) 災害として扱われるものは業務上の災害であり、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものをおきます。
- (2) 災害として扱われるものは、死亡災害、休業災害、労働基準法施行規則別表第2身体障害者等級に掲げる身体障害を伴うもの、です。
- (3) 記録の起点は「直近の災害が発生した日の翌日」であり、記録の終点は「次の災害が発生した日の前日」です。
- (4) 記録の計算は、雇用の形態にかかわらず「その事業場に属するすべての労働者」を対象として行います。

(参考) 無災害記録証の交付事業場数（宮城労働局管内）

宮城労働局管内事業場に対する無災害記録証の授与は、直近の10年間（平成28年から令和7年まで）で延べ9事業場になります。

対象年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
授与数		3	2				1		2	1

(H29) 第1種1社、第2種1社、第3種1社

(H30) 第4種2社

(R4) 第1種1社

(R6) 第1種1社、第2種1社

(R7) 第1種1社

